



「四国労働金庫における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画」

女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日

2. 当庫の課題

- (1) 管理職に占める女性割合を高める
- (2) 労働者の各月ごとの平均残業時間数の削減

3. 目標と取組内容

〔目標 1〕

管理職に占める女性の割合を25%にする。

〈取組内容〉

2019年 4月～ 産休・育休からの復職者に対する研修を検討する。

2019年 4月～ 女性職員のキャリア意識醸成および管理職養成を目的とした研修会の開催を検討する。

2019年 4月～ 女性の活躍、育児・介護と仕事の両立等、女性に関する取組みを強化する為のチームの発足を検討する。

2019年 4月～ 研修・会議時に託児所等の利用支援を行う。

〔目標 2〕

労働者の各月ごとの平均残業時間数を平均10%（2018年度比）削減する。

〈取組内容〉

2019年 4月～ 平均残業時間数の削減に向け、庫内報・庫内メール、全店・合同・地区店長（戦略）会議等で周知する。

2019年 4月～ 時間外労働勤務および休日勤務の削減と労働時間管理適正化に向け、システム管理体制を構築し、削減意識を醸成する。

2019年 4月～ 全ての職員が仕事と生活の調和がとれた働き方や暮らしができ、生き生きと働ける職場環境に向け、総労働時間の削減を推進する。

四国労働金庫

